

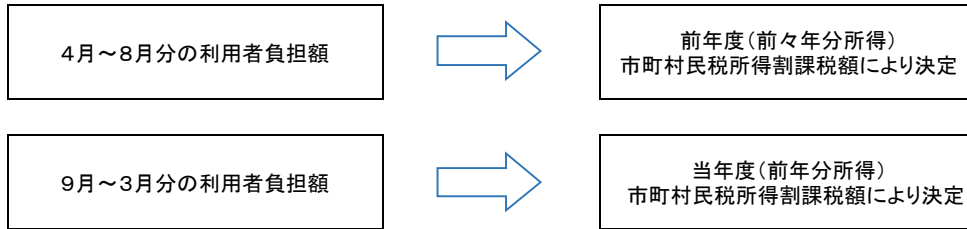
■板倉町利用者負担額表(3号認定)

| 入所児童の属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額(月額) | |
|-----------------|--|------------|--------|
| 階層区分 | 定義 | 3歳未満児 | |
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1階層 | 生活保護世帯 | 0 円 | 0 円 |
| 2 | 市町村民税 非課税世帯 | 0 | 0 |
| 3 | 市町村民税 均等割のみ課税世帯 | 6,800 | 6,800 |
| 4 | 市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 | 48,600円未満 | 9,800 |
| 5 | | 72,800円未満 | 14,000 |
| 6 | | 97,000円未満 | 18,000 |
| 7 | | 133,000円未満 | 24,600 |
| 8 | | 169,000円未満 | 31,200 |
| 9 | | 235,000円未満 | 35,400 |
| 10 | | 301,000円未満 | 39,600 |
| 11 | | 397,000円未満 | 44,000 |
| 12 | | 397,000円以上 | 48,400 |

●利用者負担額の改定

利用者負担額は、各世帯の市町村民税額により決定します。

また、市町村民税課税額の決定時期及び年度切り替えにより、毎年4月と9月に利用者負担額の切り替えを行います。



●利用者負担額の軽減制度

多子世帯(同時入所者)の利用者負担額の軽減

同一世帯で2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園等に入所している場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。
ただし、小学校1年生以上はカウントしません。

～第3階層から第5階層の一部(ひとり親世帯等(※))は第6階層の一部が適用される世帯への軽減拡大～

多子世帯への利用者負担額軽減

町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(第3階層～第5階層の一部)は、児童の年齢にかかわらず最年長の子どもから順に第1子、第2子とカウントし多子軽減が適用されます。(ただし、カウントするのは保護者が扶養する児童に限ります。)

生計を一にする第1子の年齢に関わらず (第3階層～第5階層の一部に限る)

| | | |
|-------|--------|----|
| 第2子 |> | 半額 |
| 第3子以降 | ...> | 無料 |

ひとり親世帯等(※)への利用者負担額軽減の拡充

ひとり親世帯・障害児(者)のいる世帯で、町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯(第3階層～第6階層の一部)は、児童の年齢にかかわらず最年長の子どもから順に第1子、第2子とカウントし、軽減が適用されます。(ただし、カウントするのは保護者が扶養する児童に限ります。)

生計を一にする第1子の年齢に関わらず (第3階層～第6階層の一部に限る)

| | | |
|-----|--------|--------------------------|
| 第1子 |> | 月額3,600円(第3階層の場合は3,400円) |
| 第2子 |> | 無料 |

※「ひとり親世帯等」に該当するかた

①「ひとり親世帯等」の場合

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者がいない者で、実際に児童を母親又は父親のみが扶養している世帯

②次の「障害者(児)のいる世帯」の場合

- ・身体障害者手帳の交付を受けた方(身体障害者福祉法第15条に定める)
- ・療育手帳の交付を受けた方(療育手帳制度要綱に定める)
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める)
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金等を受給している方

～第3子以降(3歳未満児に限る)の利用者負担額無料化～

3歳未満児で第3子以降の児童の利用者負担額無料化

3歳未満児は、児童の年齢にかかわらず最年長の子どもから順に第1子、第2子とカウントし、第3子は無料となります。(ただし、カウントするのは保護者が扶養する児童に限ります。)

第3子以降3歳未満児の利用者負担額軽減を受けるには、別途申請が必要になりますので、役場福祉課子育て支援係にお問い合わせください。